

福田北 地域包括支援センター のご案内

平成30年6月

大和市社会福祉協議会（市社協）では、大和市から委任を受けて、誰もが住み慣れたまちでの暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを設置しています。よろしくお願いたします。



よく質問いただくことをまとめてみました

地域包括支援センターでは、さまざまな内容のご相談をお受けしていますが、中でも最も多いのが「介護保険サービス」のことで、急に介護が必要な状態になってお困りになっているときに、複雑な制度に直面して、心配な気持ちがさらに高まってしまうことも少なくないようです。

“備えあれば憂いなし” 日ごろよく質問いただくことをまとめてみました。予備知識・情報としてご参考にいただければ幸いです。

（平成30年4月制度改正対応版 「もっとまごころ第27号」改訂版）

①	介護申請	市役所(鶴間)まで行かなくても申請できます
		<p>介護保険の申請が必要になった場合、鶴間の市役所まで行かなくても、地域包括支援センターでも手続きができます。来館いただいて申請書をお預かりすることもできますが、スタッフがご自宅などへ出向いて申請書をお預かりすることもできます。</p> <p>なお、申請時にはピンク色の「介護保険被保険者証」が必要ですが、お手元にご用意できない場合は、なくても手続きはできます。手続きに印鑑は不要です。</p>

②	介護認定	調査・審査会などを経て介護認定(等級)が決定します
		<p>介護保険を申請すると、次は市役所の介護保険課から連絡が入り、認定調査日が決定します。ご自宅などで調査を受けていただくと同時に、市役所から主治医へ「主治医意見書」の作成を依頼し、これらの書類がそろった時点で、介護認定審査会が開かれ、介護認定の等級が決定します。つまり、ピンク色の「介護保険被保険者証」を持っているだけでは、介護サービスの利用はできません。</p> <p>等級は、要支援1・2、要介護1～5の計7段階です。ただし、まだ介護が必要でないと判断された場合は「非該当」になることもあります。なお、申請から結果が出るまでは1か月半ほどかかっているのが現状です。</p>

③	診断書	診断書(主治医意見書)の取り寄せは不要です
		<p>介護保険を申請するとき、一連の手続きの中で、かかりつけ医(主治医)が作成した「主治医意見書」(いわゆる診断書)が必要になりますが、本人や家族がこれをわざわざ取り寄せる必要はありません。申請書に主治医名と最終受診月などを記入することで、市役所から主治医へ書類の作成を依頼します。ですので、申請の際に、主治医が誰かをわかるようにしておいていただくと手続きがスムーズです。</p>

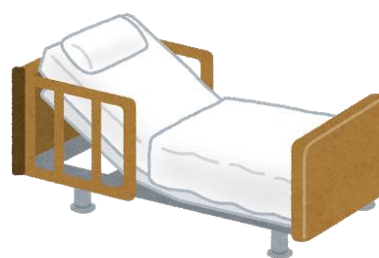
★ ④	期間	要支援・要介護認定には期間が定められます
		<p>介護保険を申請し、要支援や要介護などのいずれかの等級が付いた場合、その等級は一生続くものではありません。多くの場合、有効期間は1年間です。その後は「更新申請」をすることで、その時点での身体状況などに応じた等級に更新され、その有効期間は2～3年間となることが多いようです。ただし、有効期間の途中で、大幅に身体状況が変わったときなどは「区分変更申請」を行うことができます。</p>

⑤	ケアマネ	ケアマネージャーを探すこともお手伝いします
		<p>介護保険サービスの利用を開始するには担当のケアマネージャー（介護支援専門員）を決める必要があります。また、入院中などには病院の方から、「もうケアマネージャーは付いていますか？」と聞かれることもあります。いずれの場合も、地域包括支援センターへご相談いただければ、ケアマネージャーを探すお手伝いをするなどのご対応をします。</p>

⑥	退院	退院前に早めにご相談を！
		<p>退院後に介護サービスなどの利用が想定される場合、早めに準備をしておかないと、退院のときに間に合いません。また、医学的・専門的な調整が必要な場合は、病院側と介護サービス側とで事前にやり取りをすることがあります。最近は、病院にも「地域連携室」や「医療相談室」などの名称で相談窓口が設けられていますので、そこへも早めに相談することをお勧めします。お互いに連絡を取り合いながら連携して支援を行います。</p>

⑦	介護用品	指定事業所からの購入が必要です
		<p>介護保険で認められた介護用品（福祉用具）は、レンタルしたり、購入することができます。ただし、指定事業所からの購入が必要であり、ホームセンターなどで購入したものを後から介護保険に適応させることはできません。なお、指定事業所は、商品をご自宅まで持参してくれますので、実際に商品を見てからのレンタルや購入が可能です。また、購入品は先に全額を払ってから、9割（または8割・7割）分が戻ってくる流れとなります。</p>

⑧	ベッド	介護用ベッドはレンタル品の手配ができます
		<p>敷布団からの立ち上がりが不自由になったときなどは、ベッドを利用することで立ち座り動作が安定する場合があります。病院で使うような介護用ベッドを、介護保険でレンタルすることができます。基本的には要介護2認定以上の方が対象ですが、要支援1・2や要介護1、または認定の申請中でも手配が可能な場合もあります。なお、介護用ベッドではない通常のベッドのレンタルはありません。また、起き上がり補助用の手すりだけのレンタルという方法も取れます。</p>



⑨ 住宅改修	リフォーム工事は事前にご相談を！
	<p>介護保険を利用して、手すりの取り付け、段差の解消、滑りにくい床材への変更などの住宅改修（リフォーム工事）ができます。施工業者は日頃からお付き合いのある工務店などでも大丈夫ですし、地域包括支援センターなどでご紹介することもできます。ただし、工事が始まってから、または完了してからのご相談では保険の適用が認められませんので、必ず事前に地域包括支援センターやケアマネージャーにご相談ください。また、保険が適用される範囲は、お一人様・一生20万円分です（原則）。</p>

★ ⑩ 利用料金	介護保険の利用は1割または2割または3割負担ですむ
	<p>医療機関の窓口での支払いは、基本的には1割負担（保険の種類などでは3割負担など）ですが、介護保険によるサービスも、通常かかる費用の1割または2割または3割負担で利用できます。ただし、介護保険の場合は、1割または2割または3割ですむ範囲（上限）が決まっている点に違いがあります。</p> <p>また、デイサービスの食事代や、特別養護老人ホームなどの入所サービスのベッド代などには保険が適用されず、実費（全額）負担となります。</p>

★ ⑪ 3割負担も	一定以上の所得の方は2割または3割負担になります
	<p>介護保険サービスを利用した場合の自己負担額は、27年7月までは通常かかる費用の1割負担でしたが、現在は一定以上の所得がある方は2割または3割負担となります。2割または3割負担になるのは、サービス利用者の全体の10%強くらいになるよう設定されています。</p>

⑫ 負担割合証	介護保険負担割合証
	<p>ご自身の利用者負担額の割合が1割なのか2割なのか3割なのかは、毎年7月に「介護保険負担割合証」が郵送されますので、その証書で確認することができます。これは要支援・要介護認定を受けているすべての方に届きます。大和市の証書は黄色です。介護サービスを利用するときは、ピンク色の「介護保険被保険者証」とともに必要な証書になります。</p>

⑬ 高額サービス費	高額介護サービス費が適用される場合があります
	<p>同じ月に利用した保険適用分の利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が一定の上限額を超えたときは、市役所からお知らせが届きます。これを手続きすることで、超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます（お金が戻ってきます）。2回目以降は特に手続きの必要はありません。</p>

事業対象者

⑭

「事業対象者」も、訪問や通所サービスを利用できる

これまでヘルパーやデイサービスを利用するためには、必ず、要支援または要介護認定を受けないといけませんでした。29年4月からは、新たに「事業対象者」という区分が設定されました。「事業対象者」と認定された場合、要支援認定の場合と同じように、訪問サービスや通所サービスを利用できる場合があります。ただし、介護用品のレンタルや医療系のサービスは利用できません。

支払い

⑮

利用料金の支払い方法はさまざまです

介護保険サービスを利用したときは利用料金の支払いが必要ですが、支払いの方法は事業所ごとによって異なります。最近では、口座引き落としの方法を取るところが多いようです。振込みや現金払いの方法を取っているところもありますので、それぞれの事業所と相談してください。

食事代

⑯

食事代に保険は適用されません

自宅から通うデイサービスやデイケア（通所リハビリ）などで昼食を食べた場合、その費用に保険は適用されません。食事代はそれぞれの事業所が独自に設定していますので一律ではありませんが、600～800円くらいのところが多いようです。

送迎

⑰

デイサービス・デイケアは送迎付きです

自宅から通うデイサービスやデイケア（通所リハビリ）は、自宅玄関までの送迎が付きますので、送り迎えをどうしようかと悩む必要はありません。ほとんどの事業所が車いすに乗ったまま乗れる送迎車輛を持っています。

多様なデイ

⑱

デイサービスの種類は多様です

デイサービスというと、朝9時くらいにお迎えがきて、行った先でお風呂に入って、体操やレクリエーションをして、昼食を食べて、17時くらいに自宅に送ってもらえるというように想像する方が多いのではないのでしょうか。しかし、最近はこのような利用の仕方・過ごし方はほんの一例です。事業所ごとに、食事の提供はなしで半日だけの利用ができるところ、スポーツクラブのようなマシンが置いてあるところ、誤嚥性肺炎などを予防するための専門の口腔ケアプログラムがあるところなどと、多種多様なサービスが提供されるようになってきています。

①9	短期集中	スポーツクラブなどでの短期集中型の介護予防
		<p>公の制度を利用しての介護予防というと、高齢者施設での取り組みを想像される方が多いと思いますが、事業対象者または要支援認定を受けた場合、市内のスポーツクラブなどを会場に行う講座に参加することもできます。1回の利用は100円程度。約4か月間、短期間で集中的に介護予防のための取り組みを習得し、その後の日々の暮らしに活かしてもらうことが目的です。通うことが難しい場合は、市の専門職が訪問してのプログラムも用意されています。</p>

②0	市町村ごと	全国一律の部分と市町村ごと(大和市独自)の部分
		<p>介護保険制度は国全体で運用されている制度ですが、高齢化率の違いなどを背景として、市町村ごとで独自に設定されるサービスメニュー(介護予防・日常生活支援総合事業)や、その市町村の住民でないと利用ができないサービス(地域密着型サービス)もあります。グループホーム(認知症対応型共同生活介護)や定員18名以下のデイサービスなどが、その市町村の住民でないと利用できないサービスの一例です。</p>

②1	協議体	さらに小さな単位での仕組みづくり
		<p>②0で、市町村ごとで実情に応じたサービスが用意されていることを紹介しましたが、さらに小さな単位(地域)で、暮らしやすい地域の仕組みづくりを進めていくことが提唱されています。その仕組みが「協議体」です。福田北地区では、「ねっとわ〜く福田北協議体」が発足しました。市内では、準備が整った地域から順次発足していく予定で、最終的には15か所が立ち上がる予定です。</p>

②2	自分で選ぶ	介護サービスは契約・選択・自己決定が基本です
		<p>介護サービスは、公的な機関が直接提供しているのではなく、県や市が指定した民間事業所が提供しています。どこの事業所が提供するサービスを利用(契約)するかは、本人が決定しなければなりません(自己選択・自己決定)。しかし、初めて利用するときは右も左もわからない状況だと思いますので、選ぶこと・探すことのお手伝いは、地域包括支援センターやケアマネジャーが行えます。</p> <p><注意> 地域包括支援センターは住所地によって担当が決まっていますが、実際に利用する介護サービスは住所地による制限は基本的にはありません。</p>

23 施設	”老人ホーム”の種類は多様です
	<p>”老人ホーム”と、みなさんが一般に呼ばれる施設は、とても多くの種類に分かれています。特別養護老人ホーム（特養）、老人保健施設（老健）、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが一例です。介護保険との関係でいえば、介護保険単独で利用できる場所、介護保険と他の制度や個人契約サービス（自費）とを組み合わせることで利用できる場所などさまざまです。俗に数百人待ちと言われているのは特養ホームで、現在市内には11か所あります（新規の入所は原則要介護3以上の方が対象です）。</p>

24 通院	通院の送迎や介助は対応はできません
	<p>通院の送迎や介助は、基本的に介護保険での対応はできません。介護タクシーの利用も介護保険の対象外です。介護タクシーや福祉有償運送の登録事業者の情報は、地域包括支援センターやケアマネージャーも持っています。</p>

25 宅配弁当	昼・夕食で一食ごとに注文できる弁当業者もあります
	<p>宅配弁当は介護保険によるサービスではありません。地域包括支援センターやケアマネージャーが情報を持っていますので、いくつかの事業者のご案内が可能です。事業者ごとに特徴があり、一食ごとに注文が可能なお店、一週間分で契約を結ぶところ、柔らかめにするなどの食べやすさへの配慮、おかずだけの配達、そのまま温められる容器を取り扱うところなど、ご希望によりさまざまなものをご案内できます。</p>

26 包括支援センター	なんでも相談窓口「地域包括支援センター」
	<p>主に65才以上の方を対象に、介護保険や福祉サービスの利用、介護予防・健康づくり、地域の活動支援などを行うセンターで、正式には「地域包括支援センター」と呼ばれ、市内には9か所設置されています。住所地により、お住まいの地域を担当するセンターが決まっています。</p> <p>各センターには、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの資格を持ったスタッフがおり、さまざまなご相談に対応しています。</p>

* ★印がついてるところが、この4月の制度改正により、変更または追加になった内容です。

* ここでは日ごろお受けするご相談内容をもとに、介護保険制度の取扱いにおける基本的な考え方を紹介しました。お一人お一人の生活のご様子やお困りごとはさまざまですので、それぞれの状況に応じて対応・利用ができる場合もあります。

地域包括支援センターのご案内

(担当地区 : 柳橋2・3・5丁目 と 福田1~8丁目)

こんなときにご利用・ご相談ください

ご自分・ご家族が・・・

- 「最近、足腰が痛いし、転びやすくなってきたの。いつまでも元気でいたいわ。」
- 「介護保険やいろいろなサービスはどうやったら利用できるの？」
- 「将来のお金の管理が心配なんです。」
- 「退院後はどうしたらいいのかしら？」
- 「最近もの忘れが進んだのか、様子がおかしい。気になることがあるのですが・・・。」



ご近所の人のことで、このまちで・・・

- 「ポストに新聞がたまっている。元気であるのかどうか心配。どうしたらいいの？」
- 「お年寄りや家族の怒鳴り声や、ものが投げつけられる音が聞こえて、様子がおかしいお宅がある。」
- 「自治会や老人会で将来の心配ごとへの勉強会を開いたり、『やまといきいき健康体操』を習いたい！」
- 「身近な地域で、自分が役に立てることはないかしら？ ささいなことならできそうなんだけど。」



■ ご連絡・お問い合わせ、ご相談先

社会福祉法人 大和市社会福祉協議会 まごころセンター

福田北地域包括支援センター

電話 046(267)9992

FAX 046(267)9038

E-mail magosen@yamato-shakyo.or.jp

大和市柳橋2-11 まごころ地域福祉センター

開所時間 8:30~17:15 月~土曜日
(日曜・祝日・年末年始は休み)

